

委員 長 報 告 書

さる 9 月 12 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 22 号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用
者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
を審査するため、9 月 18 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い
たします。

記

議案第 22 号は、令和元年 10 月から実施される幼児教育・保育の無償化
に伴って所要の改正を行うものである。

委員から、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い必要となる、今年度の
費用額について ただしがあり、1 月あたり約 2,200 万円の費用が無償化
の対象となるため、今年度は 1 億 3,200 万円の見込みとなる との答弁が
ありました。